

# 重度の知的・精神障がいのある方の入院生活をサポートします ～入院時コミュニケーション支援～

「入院時コミュニケーション支援」は、コミュニケーションが困難な重度障がいの有る方が入院した場合に、普段介助を行っているヘルパーを病院に派遣し、病院内でのコミュニケーション支援を行うサービスです。

これまで、重度の身体障がいのある方を対象としていましたが、平成27年10月から、重度の知的・精神障がいのある方も利用できるようになりました。

## 1 新たに対象となる方

札幌市内にお住まいの①～④の全てに該当する方

- ① 単身世帯または同居家族が病気などで付き添いができない世帯の方
- ② 重度の知的障がい・精神障がいによりコミュニケーションに支障のある方
- ③ 障害支援（程度）区分4以上の方
- ④ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援・重度障害者等包括支援・共同生活援助（受託居宅介護の利用者）のうち、いずれかの福祉サービスを利用している方

※ 詳しくは、区役所の担当者までお問い合わせください。

## 2 サービス内容

入院中における医師や看護師とのコミュニケーション支援や、これに伴う見守りが対象となります。食事、排せつ、着替えなど療養上のお世話やベッドメイキングなどは対象となりません。

## 3 サービス提供できる方

普段利用している福祉サービス（上記1の④）事業所のヘルパーのうち、入院前に介助を行ったことがあり、利用者との円滑なコミュニケーションが可能な方となります。

## 4 利用者負担

生活保護・非課税世帯の方は、利用者負担はありません。

課税世帯の方は、費用の一角が利用者負担となります（障害福祉サービスの利用者負担も含めて負担上限月額を超えないよう事業所が調整します）。

生活保護・非課税世帯の方	課税世帯の方（負担上限月額）
0円	一角負担（9,300円または37,200円）

## 5 利用の流れ

- ① 申請  
利用を希望する場合は、あらかじめ、お住まいの区の区役所保健福祉課に申請してください。
- ② 決定  
区役所で対象者要件に該当するかを確認し、利用が可能な方には受給者証を発行します。
- ③ 契約  
事業所に受給者証を提示し、利用契約を結びます。
- ④ 利用  
利用契約を結んだ事業所からヘルパーの派遣を受けます。
- ⑤ 報告  
退院後、退院した日などを記載した報告書を区役所に提出します。

## 6 その他

### Q1 月に何時間まで利用できますか？

A1 ひと月75時間を上限に必要な時間数を決定しますので、その範囲内で利用することができます。なお、事業所によっては入院時のヘルパー派遣ができない場合もありますので、あらかじめ事業所にご相談ください。

### Q2 どの病院でも利用できますか？

A2 治療上の理由などからサービスを利用できない場合もありますので、あらかじめ病院にご確認ください。

（お問い合わせ先）  
〒000-0000 札幌市 区 条 丁目  
〇〇区役所保健福祉課（ 区役所 階 保健福祉課 番窓口）  
TEL 011-000-0000 担当：〇〇